

○ 指定糖又は指定でん粉等に係る製造工場の届出 及び実地確認について

[平成19年9月5日付]

[19農畜機第1870号]

最終改正 令和7年3月28日付6農畜機第8607号

指定糖売買要領（昭和40年12月25日付け40糖安第143号（輸））及び指定でん粉等売買要領（平成19年4月25日付け18農畜機第4747号）の規定による製造工場の届出及び実地確認並びに製品の試験又は開発に使用された指定糖の実地確認については、次のとおりとする。

第1 製造工場の届出に必要な手続

- 1 指定糖売買要領第4条第4項又は指定でん粉等売買要領第4条第3項の規定に基づき、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和40年政令第282号。以下「価格調整法施行令」という。）第4条第4号イ、ロ若しくはハ又は第37条第2号イ若しくはロに規定する製品の製造工場の届出をしようとする者は、あらかじめ「売買用Webサイト利用届出書」（別紙第1号様式）を独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）に届け出るものとする。
- 2 1の製造工場の届出をしようとする者は、売買用Webサイト利用届出書の届出に併せて「製造工場届出書」（別紙第2号-1様式、別紙第2号-2様式又は別紙第2号-3様式。）を売買用Webサイトを利用する方法により機構に届け出るものとし、その様式及び添付書類は価格調整法施行令第4条第4号イ、ロ若しくはハ又は第37条第2号イ若しくはロに規定する製品に応じて別表に掲げるものとする。

なお、指定糖売買要領第22条第3項及び第7項又は指定でん粉等売買要領第22条第4項及び第8項に基づく売買差額の返還請求は、当該製造工場への3の通知以降に行うものとする。
- 3 機構は、1の売買用Webサイト利用届出書、2の製造工場届出書及びこれらの添付書類を審査して内容に不備がない場合は、Webサイトを利用する製造工場又は利用部署（以下「製造工場等」という。）の別に必要なログインIDを「ログインID通知書」（別紙第3号様式）に記載し当該製造工場等に通知するものとする。
- 4 機構からログインIDの通知を受けた者は、責任を持って当該ログインID及びパスワードを安全に管理するものとし、機構は当該ログインID及びパスワードの不正利用に起因する損害に対する責任を負わないものとする。
- 5 製造工場届出書の添付書類の価格調整法施行令第4条第4号ハに規定する製品の製造歩留りの有効期限は、原則として毎年度更新するものとする。

第2 届出内容の変更

- 1 第1により製造工場の届出をした者は、売買用Webサイト利用届出書又は製造工場届出書の届出内容（当該届出書の添付書類の内容を含む。）に変更が生じたときは、その都度、機構に届け出るものとする。
- 2 機構は、1の届出の変更内容を審査して内容に不備がない場合は、必要に応じてログインID通知書を製造工場等に通知するものとする。

第3 帳簿の備付け

- 1 製造工場が備え付ける帳簿等については、次に掲げる事項が記載されているものであれば、製造工場において使用する製造用原料となる砂糖又は指定でん粉等及びこれらを使用して製造された製品に係る関係帳簿をもって足りるものとする。
 - (1) 砂糖又は指定でん粉の種類及び数量並びに輸入許可等の番号及び年月日
 - (2) 製品の数量及び製造年月日
 - (3) 砂糖又は指定でん粉等以外の主要な原料品の品名及び数量
 - (4) その他砂糖又は指定でん粉等及び製品の数量確認に必要な事項
- 2 製造工場が備え付ける帳簿等の記帳は、毎日の実績を確実に行うものとする。
- 3 価格調整法施行令第4条第4号ハ又は同令第37条第2号ロに規定する製品の製造工場において使用する砂糖又は指定でん粉等及びその製品の受払いに関する帳簿、入荷伝票、倉出伝票、作業日報その他の伝票類については、これら以外のものとの区別を明らかにするための表示をするものとし、かつ、製品を製造した日の属する年度から起算して2年間製造工場内に保存し、また、必要に応じて機構に提示するものとする。

第4 製造工場の実地確認

- 1 機構は、原則として、価格調整法施行令第4条第4号ハ又は同令第37条第2号ロに規定する製品の製造が終了し、指定糖売買要領第22条第1項第6号又は指定でん粉等売買要領第22条第1項第4号の規定により買入・売戻契約を解除した日の属する年度から起算して翌年度末までに実地確認を行うものとする。ただし、実地確認により難い状況においては、製造工場に備えられた帳簿等の写しの提出を求め、当該帳簿等の確認をもって実地確認に代えることができるものとする。
- 2 機構は、製造工場に備えられた帳簿等により次に掲げる項目について調査するものとし、また、あらかじめ提出されている砂糖又は指定でん粉等の製品の製造歩留まりから算出した「製品標準歩留り」（機構確認様式）と製造工場で確認した製造歩留りとを対比することにより、調査した砂糖又は指定でん粉等の数量の適正を確認するものとする。
 - (1) 砂糖又は指定でん粉等の使用数量
 - (2) 製品の製造数量
 - (3) 砂糖又は指定でん粉等の用途外使用の有無
 - (4) その他砂糖又は指定でん粉等の数量確認に必要な事項
- 3 実地確認を行った機構職員は、「製造工場確認調書」（別紙第4号様式）を作成し、製造

工場の立会人の確認を得た上で、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に報告するものとする。

- 4 機構は、実地確認により製品の製造に使用されなかったことが明らかになった場合には、指定糖売買要領第 22 条第 4 項第 2 号又は指定でん粉等売買要領第 22 条第 3 項に該当するものとして、同項の規定に基づき取り扱うものとする。

第 5 製品の試験又は開発に使用された指定糖の実地確認

- 1 機構は価格調整法施行令第 4 条第 3 号に掲げる条件を付して売渡し及び買戻しの申込みがなされた指定糖について、指定糖売買要領第 4 条第 5 項 11 号に規定する試験開発証明書通知 11 の（3）に基づき農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）から依頼があった場合には、原則として買入・売戻契約を解除した日の属する年度から起算して翌年度末までに実地確認を行うものとする。ただし、実地確認により難しい状況においては、製造工場に備えられた帳簿等の写しの提出を求め、当該帳簿等の確認をもって実地確認に代えることができるものとする。
- 2 機構は、指定糖売買要領第 4 条第 5 項 11 号に規定する試験開発証明書に基づき輸入された指定糖の使用実績帳簿及び入荷伝票、倉出伝票、日報、残余数量破棄を証明する書類その他の伝票類等により次に掲げる項目について調査するものとする。
 - （1）試験開発証明書通知 11 の（1）の試験開発終了報告書の内容
 - （2）指定糖の計画外使用の有無
 - （3）その他指定糖の数量確認に必要な事項
- 3 実地確認を行った機構職員は、「製品の試験又は開発確認調書」（別紙第 5 号様式）を作成し、製品の試験又は開発の立会人の確認を得た上で、理事長に報告するとともに、試験開発証明書通知 11 の（4）の規定により、農産局長あて報告するものとする。
- 4 機構は、実地確認により製品の試験又は開発に使用されなかったことが明らかになった場合には、指定糖売買要領第 22 条第 4 項第 1 号に該当するものとして、同項の規定に基づき取り扱うものとする。

附 則（平成 19 年 9 月 5 日付 19 農畜機第 1870 号）

- 1 この要領は、平成 19 年 9 月 5 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 19 年 10 月 1 日以降の指定工場の届出及び実地確認について適用し、同年 9 月 30 日以前の指定工場の申請及び検査については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 2 月 19 日付 29 農畜機第 5802 号）

この定めは、平成 30 年 2 月 19 日から施行し、義務売渡しに係る指定でん粉等売買要領第 2 条第 2 項に基づく指定工場の届出について（平成 19 年 7 月 31 日付 19 農畜機第 1749 号）及び義務売渡しに係る指定でん粉等売買要領第 2 条第 2 項に基づく指定工場に対する機構の実地確認について（平成 19 年 7 月 31 日付 19 農畜機第 1749 号）は廃止する。

附 則（平成 30 年 12 月 21 日付 30 農畜機第 5260 号）

この定めは、平成30年12月30日から施行する。

附 則（平成31年1月31日付30農畜機第6057号）

この定めは、平成31年2月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日付31農畜機第788号）

この定めは、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日付2農畜機第7155号）

この定めは、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日付3農畜機第1834号）

1 この定めは、令和3年7月1日から施行する。

2 この定め改正前の規定により農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、改正後の相当規定により農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）がした処分等とみなし、改正前の規定により政策統括官に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、改正後の相当規定により農産局長に対してされた申請等とみなす。

附 則（令和5年3月27日付4農畜機第7123号）

1 この定めは、令和5年4月1日から施行する。

2 この定め施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後のこの定め第1の1及び2の規定の例により提出された売買用Webサイト利用届出書及び製造工場届出書は、施行日において同規定により提出された売買用Webサイト利用届出書及び製造工場届出書とみなす。

附 則（令和7年3月28日付6農畜機第8607号）

この定めは、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

製造工場届出書の様式及び添付書類

| | 摘要 | | 届出書の様式 | 添付書類 | | |
|---|------------------|---------------------------|-----------|-------|------------|--|
| | | | | 製造工程図 | 原料成分に関する資料 | 製造歩留りに関する資料 |
| 1 | 指定糖売買要領第4条第4項 | 価格調整法施行令第4条第4号イに規定する輸出貨物 | 別紙第2号-1様式 | ○ | | |
| 2 | | 価格調整法施行令第4条第4号ロに規定する輸出貨物 | | ○ | ○ | |
| 3 | | 価格調整法施行令第4条第4号ハに規定する製品 | | ○ | | ○ (別添) |
| 4 | 指定でん粉等売買要領第4条第3項 | 価格調整法施行令第37条第2号イに規定する輸出貨物 | 別紙第2号-2様式 | ○ | ○ | |
| 5 | | 価格調整法施行令第37条第2号ロに規定する製品 | 別紙第2号-3様式 | ○ | | ○ (コーンスターチを原料とするプラスチック製品の製造歩留まり)(任意様式(別添を準用)) |

注1：製品の製造工程図は製品が複数の品種に分かれる場合はその品種ごとの製造工程図。

注2：様式が規定されていない資料については任意様式とする。

注3：3及び5の製造歩留りに関する資料について、製造実績のある者は、届出書からさかのぼって過去1年間の製品の製造数量とその

製造に使用した砂糖又は指定でん粉等の数量から算出される製造歩留りとする。

注4：3及び5の製造歩留りに関する資料について、製造実績のない者は、製品の製造予定数量とその製造に使用する砂糖又は指定でん粉等の予定数量から算出される製造歩留りとする。

(別紙第1号様式)

売買用Webサイト利用届出書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

届出者 住 所
名 称
役職・氏名 印

指定糖又は指定でん粉等に係る製造工場の届出及び実地確認について第1の1の規定に基づき、指定糖売買要領、指定でん粉等売買要領、指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等担保取扱要領並びに売買用Webサイト利用規約に同意の上、売買用Webサイトを利用するための部署名等を下記のとおり届けます。

なお、貴機構の事務手続きの瑕疵以外の事由によって生じた不利益については一切の異議を申し立ていたしません。

記

1 売買差額返還請求を行う場合の口座情報

| | | | |
|-------|--|-------|--|
| 金融機関名 | | 預金の種類 | |
| 支店名 | | 口座番号 | |
| 名義人 | | | |

2 売買用WebサイトのログインID利用部署・工場名

| | | | |
|----------|--|---------|--|
| 利用部署・工場名 | | | |
| 住所 | | | |
| 電話番号 | | | |
| 担当者氏名 | | メールアドレス | |

(注1)届出の内容に変更が生じた場合は、変更部分に*印をつけて、機構に書面にて届け出るものとする。ただし、部署・工場情報の変更に関し、売買用Web サイトを通じて届け出ることができるものとする。

(注2)ログインIDを廃止する場合は、機構にその旨を記載したログインID廃止届出書(任意様式)を提出するものとする。

(注3)1 売買差額返還請求を行う場合の口座情報は、価格調整法施行令第4条第4号ロ又は第37条第2号イ(製品輸出)の条件に基づく契約解除を行う場合に記載すること

(別紙第2号-1様式)

製造工場届出書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

届出者 住 所
名 称
役職・氏名

指定糖売買要領第4条第4項に規定する輸出貨物又は製品の製造工場として、下記のとおり届け出ます。

また、指定糖売買要領第22条第4項の規定に基づく、独立行政法人農畜産業振興機構からの必要な事項についての実地確認を容認します。

記

1 製造工場の情報

| | |
|-----------|--|
| 工場名称 | |
| 所在地 | |
| 対象要件 | |
| 製造用原料品の種類 | |
| 製品の種類 | |
| 輸出先 | |

2 添付書類 別表に掲げるもの

3 変更内容

| | 内容 |
|-------|----|
| 変更前 | |
| 変更後 | |
| 変更年月日 | |

(注1) 届出者及び1の製造工場の情報欄で届出た内容に変更がある場合は、変更部分に*をつけて機構に提出すること。

(注2) 2の添付書類の内容に変更がある場合は、3の変更内容欄に記載の上機構に提出すること。

(記載注意) 価格調整法施行令第4条第4号ハに規定する製品の場合は、記の1.製造工場の情報の輸出先欄に「一」を記載。

(別添)

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第4条第4号ハに規定する製品の製造歩留り

- 1 製造工場名
- 2 製品及びその品種名
- 3 製品又は品種の製造実績及び製造歩留り

| | 年月 | 製品又は品種別 製造数量 A | 砂糖 使用数量 B | 製造歩留り $A/B \times 100$ | 異常な作業条件 の有無 |
|----|--------|-------------------|--------------|---------------------------|----------------|
| 1 | 年 月 | | | | |
| 2 | 月 | | | | |
| 3 | 月 | | | | |
| 4 | 月 | | | | |
| 5 | 月 | | | | |
| 6 | 月 | | | | |
| 7 | 月 | | | | |
| 8 | 月 | | | | |
| 9 | 月 | | | | |
| 10 | 月 | | | | |
| 11 | 月 | | | | |
| 12 | 月 | | | | |
| | 合計 | | | | |
| | 平均 | | | | |

記載注意

1. 製品が複数の品種に分かれる場合は、品種ごとの実績を記載する。
2. 通常の作業量又は稼働率によらない月の製造実績その他異常な作業条件により通常の歩留りが算出されない月の場合は、その異常作業条件の有無を記載する。
3. 製造歩留りは、小数点以下第3位を切り捨てる。
4. 平均は、実製造月数で除して算出する。

(別紙第2号-2様式)

製造工場届出書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

届出者 住 所
名 称
役職・氏名

指定でん粉等売買要領第4条第3項に規定する輸出貨物又は製品の製造工場として、下記のとおり届け出ます。

また、指定でん粉等売買要領第22条第3項の規定に基づく、独立行政法人農畜産業振興機構からの必要な事項についての実地確認を容認します。

記

1 製造工場の情報

| | |
|-----------|--|
| 工場名称 | |
| 所在地 | |
| 対象要件 | |
| 製造用原料品の種類 | |
| 製品の種類 | |
| 輸出先 | |

2 添付書類 別表に掲げるもの

3 変更内容

| | 内容 |
|-------|----|
| 変更前 | |
| 変更後 | |
| 変更年月日 | |

(注1) 届出者及び1の製造工場の情報欄で届け出た内容に変更がある場合は、変更部分に*をつけて機構に提出すること。

(注2) 2の添付書類の内容に変更がある場合は、3の変更内容欄に記載の上機構に提出すること。

(別紙第2号-3様式)

製造工場届出書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

(プラスチック製造者)

届出者 住 所
名 称
役職・氏名

(原料コーンスターチ供給者)

届出者 住 所
名 称
役職・氏名

指定でん粉等売買要領第4条第3項に規定する製品の製造工場として、下記のとおり届け出ます。

また、指定でん粉等売買要領第22条第3項の規定に基づく、独立行政法人農畜産業振興機構からの必要な事項についての現地確認を容認します。

記

1 製造工場の情報

| | |
|-----------|--|
| 工場名称 | |
| 所在地 | |
| 対象要件 | |
| 製造用原料品の種類 | |
| 製品の種類 | |

2 添付書類 別表に掲げるもの

3 変更内容

| | 内容 |
|-------|----|
| 変更前 | |
| 変更後 | |
| 変更年月日 | |

(注1) 届出者及び1の製造工場の情報欄で届け出た内容に変更がある場合は、変更部分に*をつけて機構に提出すること。

(注2) 2の添付書類の内容に変更がある場合は、3の変更内容欄に記載の上機構に提出すること。

(別紙第3号様式)

ログインID通知書

番 号
令和 年 月 日

御中

独立行政法人農畜産業振興機構
特産調整部長

指定糖又は指定でん粉等に係る製造工場の届出及び実地確認について第1の3の規定に基づき売買用Webサイトを利用する場合のログインIDを通知します。

記

1 製造工場等

2 ログインID

| ユーザー名 | ログインID |
|-------|--------|
| | |

3 備考

| |
|--|
| |
|--|

注：ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対する責任を負わないものとします。

(別紙第4号様式)

製造工場確認調書
(令和 年 契約解除分)

| | |
|---------|-------------------|
| 確認年月日 | 令和 年 月 日() |
| 製造工場 | 工場名 所在地 連絡先 |
| 製品名 | |
| 製造工場立会人 | 所属 氏名 |
| 確認結果 | 用途外使用 無 有 |
| | その他 |

(注)用途外使用があった場合は、その内容を「その他」欄に記入する。

指定糖又は指定でん粉等に係る製造工場の届出及び実地確認について(平成19年9月5日付19農畜機第1870号)第4の2の規定により、別添整理表の内容について確認し、調書を作成した。

独立行政法人農畜産業振興機構
確認職員名

独立行政法人農畜産業振興機構
確認職員名

(別紙第5号様式)

製品の試験又は開発確認調書
(令和 年 契約解除分)

| | |
|------------------|--------------------|
| 確認年月日 | 令和 年 月 日() |
| 使用者 | 使用者名 所在地 連絡先 |
| 製品名 | |
| 実地確認(使用者) 立会人 | 所属 氏名 |
| 確認結果 | 計画外使用 無 有 |
| | その他 |

(注)計画外使用があった場合は、その内容を「その他」欄に記入する。

指定糖又は指定でん粉等に係る製造工場の届出及び実地確認について(平成19年9月5日付19農畜機第1870号)第5の2の規定の内容について確認し、調書を作成した。

独立行政法人農畜産業振興機構
確認職員名

独立行政法人農畜産業振興機構
確認職員名

(機構確認用様式)

製品の標準歩留り

1. 製造工場名
2. 製品名 (複数の品種に分かれる場合は品種名)
3. 製造実績

(1) 過去1年間

(単位: kg、%)

| 項目 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
|----------------|---|---|---|---|---|---|
| 製品製造数量 | | | | | | |
| 砂糖(指定でん粉等)使用数量 | | | | | | |
| 歩留り | | | | | | |

| 項目 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
|----------------|---|---|---|---|---|---|
| 製品製造数量 | | | | | | |
| 砂糖(指定でん粉等)使用数量 | | | | | | |
| 歩留り | | | | | | |

(注) 複数の製造事業者にまたがる場合は、その合計を記載する。

(2) (1)のうち直近6月分(ただし、異常な作業条件による月を除く)

| 項目 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 平均 |
|----------------|---|---|---|---|---|---|----|
| 製品製造数量 | | | | | | | — |
| 砂糖(指定でん粉等)使用数量 | | | | | | | — |
| 歩留り | | | | | | | |

(注) 各月の歩留り = 製品製造数量 / 砂糖(指定でん粉等)使用数量 × 100 (小数点以下第3位を切り捨て)

4. 製品の歩留り

(1) 査定歩留り (直近6月分の歩留りの単純平均で、小数点以下第3位を四捨五入)
%

(2) 標準歩留り (査定歩留り - 標準偏差 × 3)

歩留りの標準偏差 =
$$\pm \sqrt{\frac{\sum_{i=1}^n (X_i - X)^2}{n - 1}}$$

Xi : 各月の歩留まり
X : 歩留りの単純平均
n : 月数

= _____ (小数点第3位を四捨五入)